

お知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により内容変更の場合があります。市庁や各問い合せ先で最新情報を確認ください。(掲載情報は6月21日時点のもので)



施設の利用状況など

利用の制限など施設の状況は、市庁でご確認ください。利用の際は、マスクの着用など感染症対策にご配慮ください。



イベントの中止など

中止が決定した主なイベントなどをお知らせします。かっこ内は当初の開催予定です。詳細やその他のイベントは市庁をご覧ください。



吾妻まちづくりセンター 貸館業務の一時休止

排煙オペレーター改修工事のため9月1日(水)～11月30日(火)の公民館貸館業務を一時休止します。なお、窓口サービス・公民館受付業務は通常通り行い、公共施設予約システムロビー端末、印刷機、コピー機、健康マイレージタブレット端末も利用で

きますが、午後5時15分に閉館となります。図書館(吾妻分館)は予約の方のみの臨時窓口を、公民館裏側の入口に開設します。

毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市庁(休日開庁)をご覧ください。



市税の納期限

8月2日(月)は固定資産税・都市計画税(2期)、国民健康保険税(1期)の納期限です。期限内に納付してください。

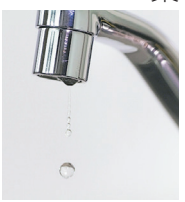
7月の休日漏水修繕当番店

24時間(当日午前8時30分～翌日午前8時30分)受け付けています。当番店に直接ご連絡ください。

日	当番店	電話番号
3日(土)	(株)小松屋管器	2922-3836
4日(日)	(有)マコト設備工業	2922-5578
10日(土)	(有)平塚設備工業	2923-5778
11日(日)	(株)貫井産業	2993-0110
17日(土)	(有)サンワ管工	2998-5844
18日(日)	(有)平塚設備工業	2923-5778
22日(木)	(株)木下商興	2948-1719
23日(金)	(株)あざま管工機械	2942-3771
24日(土)	(有)平塚設備工業	2923-5778
25日(日)	(有)本田技管	2948-1300
31日(土)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228

所沢市管工事業 協同組合

22・6185
2922・9614



医療的ケア児の保育園入園相談

令和4年度の保育園入園申請にあたり、医療的ケアが必要な子どもの相談・面接を行います。

子どもは、入園できない場合がありますので事前に相談ください。なお、入園申請の際は「保育の必要な事由」(労働、介護、就学、疾病など)の該当が必要です。

8月2日(月)～10日(火)に市役所2階保育幼稚園課に直接・電話/2998・9126

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由や災害などにより納めることが困難な場合は、申請により免除・猶予される制度があります。また、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合は臨時特例手続きがあります。



保険料免除制度

申請者、配偶者、世帯主の前年所得などを審査して、保険料の全額、4分の1を免除します。

納付猶予制度

申請者と配偶者の所得を審査し、一時的に保険料の支払いを猶予します。

申請に必要なもの

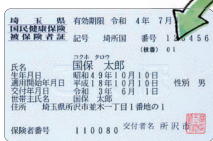
- ① 49歳以下の方(学生除く)
- ② 申請に必要なもの
- ③ 全額の方: 免除申請書、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの
- ④ または年金手帳
- ⑤ 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、委任状も必要です。
- ⑥ 失業のため申請する方: ①に加え、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など
- ⑦ 臨時特例で申請する方: ①に加え、「所得の申立書(臨時特例用)」「本年金機構様式」など

留意事項

申請は毎年必要(7月が更新時期)です。時効を迎えていない期間がさかのぼって申請可能な市役所1階市民課(国民年金担当) 2998・9095、所沢年金事務所 2998・0170に直接

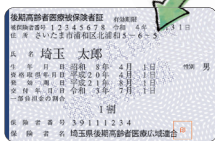
国民健康保険被保険者証の1斉更新

8月1日から使える新しい保険証(青色)を加入世帯の世帯主宛てに簡易書留で郵送します。7月末で有効期限を迎える現在の保険証(ピンク色)は、期限後に裁断して処分するか、市役所1階国民健康保険課またはまちづくりセンター(並木除く)に返却してください。



後期高齢者医療制度

被保険者証(保険証)を郵送し新しい保険証(青色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。7月末で有効期限が切れる現在の保険証(緑色)は、期限後に裁断して処分するか、市役所1階国民健康保険課またはまちづくりセンターに返却してください。



低所得者の限度額適用・標準負担額減額認定証

① 低所得者の限度額適用・標準負担額減額認定証② 現役並み所得者の限度額適用認定証

低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金



新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少といった状況の中、低所得の子育て世帯を支援します。

給付額 児童1人当たり一律5万円
給付方法 ①④申請不要②③⑤申請必要

ひとり親世帯

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の受給者(支給済み)
 - ② 公的年金など※1を受給していることで3年4月分の同手当を受給できない方
※1…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを指します。
 - ③ 3年4月分の同手当を受給していない方で、感染症の影響で家計が急変するなど、収入が手当受給者と同じ水準の方
- ④⑤に該当し、同手当の受給資格がある方には6月中旬に必要書類を発送予定です。なお、受給資格がない方でも給付金を受けられる場合がありますので、こども支援課にお問い合わせください。



ひとり親世帯以外

- ④ 3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給していて、3年度の住民税が非課税の方(6月中旬に通知を発送予定)
 - ⑤ ④のほか、18歳未満の児童※2(障害児は20歳未満)を養育していて、次のいずれかに該当する方
▶ 3年度分の住民税が非課税の方
▶ 同感染症の影響で収入が減少し、3年度の住民税が非課税の方と同程度の方
※2…3年3月末時点の年齢です。
- ⑥ 4年2月末までに生まれた新生児も対象となります。

申請▶ ひとり親世帯…4年2月28日(月)まで
▶ ひとり親世帯以外…同初～4年2月28日(月)に必要書類を市役所2階こども支援課に直接・郵送/2998-9124
◎ 詳細は市庁(低所得の子育て世帯)をご覧ください。



国民健康保険税納税通知書を郵送

7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに郵送します。期限までに納めてください。新型コロナウイルスの影響により昨年と比べ収入が3割以上減る見込みの世帯主など、納付が困難な場合は、減免を受けられることがあります。詳細は市庁(国民健康保険課)をご覧ください。